|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本① | 調整① | 基本② | 調整② | 調整2 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| ※この申請書は通常入級用（4/1～3/31）です。  長期休業期間中の一時入級を希望される方は  別途申請書があります。 |

様式第１号（第11条関係）　　　放課後児童クラブ通常入級許可申請書

令和　　年　　月　　日

小城市教育委員会教育長　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な | |  | | | 生年月日 | | 平成  令和 | 年　　 月　　 日 | | 性別 | 男 ・ 女 | |
| 児　童　氏　名 | |  | | |
| 小 学 校 名 | | （　　　　　　　　）小　学　校　（　　　　年生）（ 令和8年4月1日時点 ） | | | | | | | | | |
| 第１緊急連絡先（続柄：　　　氏名：　　　　　　　）  TEL | | | | | | 第２緊急連絡先（続柄：　　　氏名　　　　　　　　）  TEL | | | | | |
| 同居する家族の構成（本人を含む） | ふ　り　が　な  氏　　　　名 | | 続柄 | 生年月日 | | 勤務先名称  通学・通園先名称  （ 令和8年4月1日時点 ） | | | 勤務先ＴＥＬ | | | |
|  | | 本人 |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |
|  | |  |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |
|  | |  |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |
|  | |  |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |
|  | |  |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |
|  | |  |  | |  | | | ( )-( )-( ) | | | |

※緊急連絡先が同居する家族以外の場合は、氏名（フルネーム）もご記入ください。

＜確認項目＞該当に○を付けてください。必要事項は記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 指導上の配慮（アレルギー、発達障がいの診断、通院中の病気等）がある場合はご記入ください。 | なし　・　あり　（　　　　　　　　　　　　　） |
| ・利用日数はどのくらいですか。  ・利用時間はどのくらいですか。 | 週（　　　　）日利用する  16時30分に徒歩下校する　・　（　　　）時頃迎え |
| １８時以降を利用しますか。 | する　　・　　しない |
| 土曜日を利用しますか。 | する（土曜日の勤務等が条件です）　・　　しない |

　以上の内容は事実と相違ありません。申請内容等に虚偽の申請があったと認められる場合には、入級取り消しになることを承知します。また、入級資格の確認のため、必要に応じて上記内容を住民基本台帳及び在籍する小学校へ情報確認することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（保護者）　　住所　〒 | |
| 連絡先（自宅） | 氏　名（保護者名） |

※　取得した個人情報は、審査及び運営以外の目的で使用することは一切ありません。

※　勤務証明書の内容に変更があった場合は、必ず連絡いただきますようお願いします。

様式第７号（第11条関係）

誓　　　約　　　書

令和　　年　　月　　日

小城市教育委員会教育長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名

放課後児童クラブの入級申請に当たり、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則及び小城市放課後児童健全育成事業実施規則等に定められた事項を厳守することを誓約します。

　なお、下記の場合において、事業利用の停止や制限又は入級許可の取消し若しくは退級を命じられた場合は、その指示に従います。

記

1. 児童が感染症（はしか・インフルエンザ等）にかかっている、又はかかっている疑いがあり、かかるおそれがあると認めるとき。
2. 児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合でなくなったとき。
3. 児童が他の児童、指導員等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を行ったとき。
4. 正当な理由なく、利用者負担金、おやつ代が期限内に納入されないとき。
5. 児童が施設又は設備を破損する行為を故意に行ったとき。
6. その他開設時間等、放課後児童健全育成事業に定められた事項に違反したとき。